

平成31年2月26日
(公財)京都市都市緑化協会

梅小路公園「朱雀の庭」他保全管理業務の提案方式による事業者の募集について
(募集要項)

1 募集の趣旨

当協会は、朱雀の庭の作庭の翌年（平成7年）から今日まで一貫して良好な保全管理をめざしてきました。特に平成17年度「庭園専門委員会」からいただいた答申をもとに、提案方式による事業者の選定を進めてきた結果、事業者が庭園の現状をふまえた提案を行い、当協会の監督員と協議しながら、中長期的な視点に立った継続的な作業を実施するという体制ができつつあります。このことを踏まえ、平成31年度の庭園の保全管理業務の委託は、提案方式により募集を行います。委託事業者と共に市民に愛され親しまれる庭園として次の世代に引き継いでいきたいと考えています。

2 募集する業務

(1) 委託業務

① 業務名

梅小路公園「朱雀の庭」他保全管理業務

② 契約期間

平成31年4月8日から平成32年3月31日まで
(最長3年間の契約延長もあり得る。)

③ 作業場所

梅小路公園朱雀の庭及びいのちの森

④ 主な業務

ア) 樹木管理 … 株物刈込, 生垣剪定, 高木剪定等

イ) 芝生管理 … 芝刈等

ウ) 園地管理 … 除草清掃・池流れ清掃等

エ) 花床管理 … 花苗植付植替, 施肥等

オ) その他 … 庭園管理作業・樹林地管理作業

ただし、業務に必要な資材（花苗，樹木，肥料等）は協会が負担します。

(2) 予定価格及び最低制限価格

予定価格 15,200,000 円（消費税及び地方消費税を含まない。）

最低制限価格 12,160,000 円（消費税及び地方消費税を含まない。）

3 求める提案内容

朱雀の庭の保全管理については、当協会の「庭園専門委員会」が平成18年度にまとめた「朱雀の庭保全管理計画並びに管理指針」に基づいて実施してきましたが、まだ様々な課題もあります。朱雀の庭が現在抱えている課題等を検討し、「朱雀の庭保全管理計画並びに管理指針」に従いながら、今後どのような考え方で業務にあたるのか提案して下さい。

4 参加資格

下記の要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定（破産者，入札を妨げる者等）に該当しないものであること。
- (2) 京都市の入札参加資格者名簿に登録され，京都市内に本社等の主たる事業所を設置しており，京都市及び当協会から指名停止等の処分を受けていないものであること。
- (3) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条例第5号に規定する暴力団密接関係者に該当しないものであること。

5 参加手続

参加を希望される事業者は，次の内容を所定の用紙に記入のうえ提出期限までに当協会に持参して下さい。

(1) 提案書及び積算（見積）用資料の配布

参加を希望される事業者は，提案及び業務金額の積算資料として次の資料を配布しますので，電話連絡のうえ，当協会事務所までお越し下さい。

- ① 「朱雀の庭保全管理計画並びに管理指針」
 - ② 積算用資料（内訳書・数量表）
 - ③ 提案書（様式）
 - ④ 審査基準
- ##### (2) 提出書類
- ① 事業者の日本庭園の作庭及び保全管理業務に係る経歴
 - ② 現場代理人となる者の日本庭園の作庭及び保全管理業務に携わった経歴
 - ③ 提案書
 - ④ 受託希望金額（税抜額）
- ##### (3) 提出期限
- 平成31年3月14日（木）午後5時まで

※提案資料の配布と提案書類の提出先

（公財）京都市都市緑化協会（8:30～17:15 月～土）

住所：京都市東山区円山町463番地

電話：075-561-1350

6 審査及び契約

(1) 一次審査

提出された提案書をもとに審査を行い，上位の事業者を選定します（3社程度）。

(2) 二次審査

事業者（現場代理人となる者は必ず出席）から提案内容等についてヒアリングを行い，優秀な事業者を「朱雀の庭」他保全管理業務を委託する事業者を選定します。

(3) 契約

- ①選定された事業者と、各年度の業務量に基づいた内訳書、特記仕様書等（契約条件）について協議を行い、合意できたとき仮契約します。もし、契約条件が合意できない場合には、選定結果の次点の事業者と契約協議を行います。
- ②京都市暴力団排除条例第12条第5項の規定により、同条例施行規程第6条第1項に規定する誓約書の提出を契約の条件とします。
- ③契約金額は、提案金額に100分の108を乗じた金額とします。消費税法等の改正等により消費税等の率に変動が生じた場合は、変更手続を行うことなく、消費税等相当額を加減したものを契約金額とします。
- ④契約は平成31年4月8日付で行う予定です。

7 提案書の取扱い

提出された提案書の取扱いは次の各号によります。

- (1) 提案書の著作権は、事業者に帰属します。ただし、提案書の返却はいたしません。
- (2) 当協会は、審査及び施設管理者（京都市）への説明等の目的で、提案書の写しを作成し使用することができるものとします。

8 実施スケジュール

- | | | |
|------------------------|-------|----------|
| (1) 募集要項の配布（協会HPによる公表） | 平成31年 | 2月26日（火） |
| (2) 提案書提出の締切 | 平成31年 | 3月14日（木） |
| (3) 一次審査（書類審査） | 平成31年 | 3月19日（火） |
| (4) 一次審査結果通知 | 平成31年 | 3月20日（水） |
| (5) 二次審査（ヒアリング） | 平成31年 | 3月29日（金） |
| (6) 二次審査結果通知 | 平成31年 | 3月30日（土） |
| (7) 契約日 | 平成31年 | 4月 8日（月） |

9 その他

本件に関する問い合わせは、（公財）京都市都市緑化協会 円山事務所（担当：伊藤）までお願いします。

TEL：075-561-1350 FAX：075-561-1675